

<令和4年度実績>

様式2-1 浸透水又は放流水の水質検査項目等（維持管理；埋立開始～廃止）（安定型処分場）

新地下水

検査項目	基準	検査方法	検査頻度	測定結果												
				維持管理中												
				測定日 R4.4.25	測定日 R4.5.30	測定日 R4.6.27	測定日 R4.7.25	測定日 R4.8.29	測定日 R4.9.26	測定日 R4.10.31	測定日 R4.11.28	測定日 R4.12.19	測定日 R5.1.30	測定日 R5.2.27	測定日 R5.3.27	
有害物質関係	(1) カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号）	1年に1回以上			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満
	(2) シンアン	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出
	(3) 鉛	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001			0.001未満
	(4) 六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下					0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満
	(5) 砒素	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(6) 総水銀	0.0005mg/ℓ 以下					0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満
	(7) アルキル水銀	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出
	(8) ホリ塩化ビフェニル	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出
	(9) トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下					0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下					0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下					0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満
	(13) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下					0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満
	(14) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下					0.01未満			0.01未満			0.01未満			0.01未満
	(15) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下					0.004未満			0.004未満			0.004未満			0.004未満
	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下					0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下					0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満
	(18) 1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下					0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満
	(19) チウラム	0.006 mg/ℓ 以下					0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満
	(20) シマジン	0.003 mg/ℓ 以下					0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下					0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満
	(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(23) セレン	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(24) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下					0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満
	(25) 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下					0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満
生活環境項目	(1) 生物化学的酸素要求量(BOD)又は	20 mg/ℓ 以下	1ヶ月に1回以上		1.4	1.6	1.9	1.8	1.2	1.7	2.9	5.4	0.8	3.9	2.4	1.8
	(2) 化学的酸素要求量(COD)	40 mg/ℓ 以下			1.7	2.2	2.3	1.9	1.7	2.1	2.1	2.3	2.6	2.2	2.1	1.8

様式2-1 放流水の水質検査項目等（維持管理；埋立開始～廃止） （管理型処分場）処理水

検査項目	基準	検査方法	検査頻度	測定結果													
				維持管理中													
				測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日		
			放流水	R4.4.25	R4.5.30	R4.6.27	R4.7.25	R4.8.29	R4.9.26	R4.10.31	R4.11.28	R4.12.19	R5.1.30	R5.2.27	R5.3.27		
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号）	1年に1回以上			0.003未満			0.003未満		0.003未満			0.003未満		
	(2) シアン化合物	0.3 mg/ℓ 以下					0.01未満			0.01未満		0.01未満		0.01未満			0.01未満
	(3) 鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下						0.01未満			0.01未満		0.01未満				0.01未満
	(4) 六価クロム化合物	0.1 mg/ℓ 以下						0.01未満			0.01未満		0.01未満				0.01未満
	(5) 砒素及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下						0.004未満			0.004未満		0.004未満				0.004未満
	(6) 水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.005mg/ℓ 以下						0.0005未満			0.0005未満		0.0005未満				0.0005未満
	(7) アルキル水銀化合物	検出されないこと						不検出			不検出		不検出				不検出
	(8) 有機燐化合物	0.3 mg/ℓ 以下						0.02未満			0.02未満		0.02未満				0.02未満
	(9) ホリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下						0.0003未満			0.0003未満		0.0003未満				0.0003未満
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下						0.002未満			0.002未満		0.002未満				0.002未満
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下						0.0005未満			0.0005未満		0.0005未満				0.0005未満
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下						0.002未満			0.002未満		0.002未満				0.002未満
	(13) 四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下						0.0002未満			0.0002未満		0.0002未満				0.0002未満
	(14) 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下						0.0004未満			0.0004未満		0.0004未満				0.0004未満
	(15) 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下						0.002未満			0.002未満		0.002未満				0.002未満
	(16) シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下						0.004未満			0.004未満		0.004未満				0.004未満
	(17) 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下						0.0005未満			0.0005未満		0.0005未満				0.0005未満
	(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下						0.0006未満			0.0006未満		0.0006未満				0.0006未満
	(19) 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下						0.0002未満			0.0002未満		0.0002未満				0.0002未満
	(20) チオラム	0.06 mg/ℓ 以下						0.0006未満			0.0006未満		0.0006未満				0.0006未満
	(21) シマジン	0.03 mg/ℓ 以下						0.0003未満			0.0003未満		0.0003未満				0.0003未満
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下						0.002未満			0.002未満		0.002未満				0.002未満
	(23) ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下						0.001未満			0.001未満		0.001未満				0.001未満
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下						0.01未満			0.01未満		0.01未満				0.01未満
	(25) 1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下 (既存の最終処分場は10mg/ℓ以下)						0.006			0.030		0.005未満				0.079
	(26) ほう素及びその化合物	50 mg/ℓ(海域以外) 230mg/ℓ(海域)						4.6			5.7		7.3				3.1
	(27) ふっ素及びその化合物	15 mg/ℓ 以下						0.5			0.6		0.6				2.4
	(28) アンモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/ℓ 以下 (アモニウム窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)						0.5			1.2		14				7.1
生活環境項目関係	(1) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/ℓ 以下	1ヶ月に1回以上			0.5未満			0.5未満		0.5未満			0.5未満			
	(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ 以下				0.5未満			0.5未満		0.5未満				0.5未満		
	(3) フェノール類含有量	5 mg/ℓ 以下				0.02未満			0.02未満		0.02未満				0.02未満		
	(4) 銅含有量	3 mg/ℓ 以下				0.01			0.01未満		0.01未満				0.01未満		
	(5) 亜鉛含有量	1.5 mg/ℓ 以下				0.02			0.01		0.01未満				0.01		
	(6) 溶解性鉄含有量	2 mg/ℓ 以下				0.08			0.05		0.05				0.25		
	(7) 溶解性マンガン含有量	2 mg/ℓ 以下				0.01未満			0.36		0.20				1.4		
	(8) クロム含有量	2 mg/ℓ 以下				0.01未満			0.01未満		0.01未満				0.01未満		
	(9) 大腸菌群数	800個/cm ³ 以下				1未満			1未満		1未満				1未満		
	(10) 糞含有量	8 mg/ℓ 以下				0.05未満			0.05未満		0.05未満				0.10		
	(11) 水素イオン濃度(pH)	5.8 ~ 8.6(海域以外) 5.0 ~ 9.0(海域)				7.0	6.9	7.5	7.7	7.3	7.1	7.3	7.1	7.4	7.5	6.9	7.0
	(12) 生物化学的酸素要求量(BOD)	30 mg/ℓ 以下				1.1	1.8	1.1	3.6	1.2	1.3	2.5	1.9	1.2	3.3	3.5	8.6
	(13) 化学的酸素要求量(COD)	30 mg/ℓ 以下				2.6	10.0	5.5	6.4	7.9	9.8	3.2	8.5	2.1	14.0	2.6	5.4
	(14) 浮遊物質(SS)	40 mg/ℓ 以下				1.0	2.0	1未満	2.0	1未満	1未満	1未満	2.0	1未満	1.0	2.0	4.0
	(15) 窒素含有量	60 mg/ℓ 以下				1.6	2.5	1.5	2.0	1.9	2.5	10.0	26.0	36.0	45.0	1.9	18.0
ダイオキシン類	10pg/ℓ-TEQ 以下	地下水等の検査方法に同じ	1年に1回以上	0.00020													

※ダイオキシン分析は4/28

様式2-2 地下水等の水質検査項目等（維持管理、終了届出中）

（ 管理型処分場 ）

観測井戸上流

検査項目	基準	検査方法	検査頻度		測定結果																
			最終処分場	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日							
															R4.4.25	R4.5.30	R4.6.27	R4.7.25	R4.8.29	R4.9.26	R4.10.31
地下水等 検査項目	(1) カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終 処分場及び産業廃 棄物の最終処分場 に係る技術上の基 準を定める省令第 3条の規定に基づ き環境大臣が定め る方法（平成10年 6月環境庁・厚生 省告示第1号）	・埋立開始前 ・1年に1回以上※ ・電気伝導率又は 塩化物イオンに異 状が認められた場 合（管理型処分場 のみ）			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満		
	(2) 全シアン	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出			不検出		
	(3) 鉛	0.01 mg/ℓ 以下						0.001			0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
	(4) 六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下						0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満	
	(5) 砒素	0.01 mg/ℓ 以下						0.001未満			0.001未満			0.001未満		0.001			0.001未満		0.004
	(6) 総水銀	0.0005mg/ℓ 以下						0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満	
	(7) アルキル水銀	検出されないこと						不検出			不検出			不検出			不検出			不検出	
	(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと						不検出			不検出			不検出			不検出			不検出	
	(9) トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下						0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下						0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満	
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下						0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満	
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下						0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満	
	(13) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下						0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満	
	(14) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下						0.01未満			0.01未満			0.01未満			0.01未満			0.01未満	
	(15) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下						0.004未満			0.004未満			0.004未満			0.004未満			0.004未満	
	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下						0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満	
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下						0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満	
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下						0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満	
	(19) チウラム	0.006 mg/ℓ 以下						0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満	
	(20) シマジン	0.003 mg/ℓ 以下						0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満	
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下						0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満	
	(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下						0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
	(23) セレン	0.01 mg/ℓ 以下						0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満	
	(24) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下						0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満	
	(25) 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下						0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満	
その他	電気伝導率及び塩化物イオン (管理型処分場のみ)		ダイオキシン類対策 特別措置法に基づ く廃棄物の最終処 分場の維持管理を 定める省令第2条の 規定に基づき環境 大臣が定める方法 (平成12年1月環境 庁、厚生省告示1 号)	・埋立開始前 ・1年に1回以上※ ・電気伝導率又は 塩化物イオンに異 状が認められた場 合	・埋立開始前	0.34	0.35	0.35	0.36	0.36	0.36	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35				
	・1ヶ月に1回以上	11			11	25	25	23	22	19	18	18	18	17	17						
	ダイオキシン類 (管理型処分場のみ)	10pg/ℓ-TEQ 以 下						0.022													

※ 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等（管理型処分場）、浸透水（安定型処分場）の水質に照らして、地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。

※ダイオキシン分析は6/24

様式2-2 地下水等の水質検査項目等（維持管理、終了届出中）

（ 管理型処分場 ）

観測井戸下流

検査項目	基準	検査方法	検査頻度		測定結果											
			最終処分場	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	
				R4.4.25	R4.5.30	R4.6.27	R4.7.25	R4.8.29	R4.9.26	R4.10.31	R4.11.28	R4.12.19	R5.1.30	R5.2.20	R5.3.27	
地下水等 検査項目	(1) カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終 処分場及び産業廃 棄物の最終処分場 に係る技術上の基 準を定める省令第 3条の規定に基づ き環境大臣が定め る方法（平成10年 6月環境庁・厚生 省告示第1号）	・埋立開始前 ・1年に1回以上※ ・電気伝導率又は 塩化物イオンに異 状が認められた場 合（管理型処分場 のみ）			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満
	(2) 全シアン	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出
	(3) 鉛	0.01 mg/ℓ 以下					0.003			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(4) 六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下					0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満
	(5) 砒素	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(6) 総水銀	0.0005mg/ℓ 以下					0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満			0.00005未満
	(7) アルキル水銀	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出
	(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと					不検出			不検出			不検出			不検出
	(9) トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下					0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下					0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下					0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満
	(13) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下					0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満			0.0004未満
	(14) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下					0.01未満			0.01未満			0.01未満			0.01未満
	(15) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下					0.004未満			0.004未満			0.004未満			0.004未満
	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下					0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下					0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下					0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満
	(19) チウラム	0.006 mg/ℓ 以下					0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満			0.0006未満
	(20) シマジン	0.003 mg/ℓ 以下					0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満			0.0003未満
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下					0.002未満			0.002未満			0.002未満			0.002未満
	(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(23) セレン	0.01 mg/ℓ 以下					0.001未満			0.001未満			0.001未満			0.001未満
	(24) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下					0.005未満			0.005未満			0.005未満			0.005未満
	(25) 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下					0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満			0.0002未満
その他	電気伝導率及び塩化物イオン （管理型処分場のみ）		ダイオキシン類対策 特別措置法に基づ く廃棄物の最終処 分場の維持管理を 定める省令第2条の 規定に基づき環境 大臣が定める方法 （平成12年1月環 境庁、厚生省告示1 号）	・埋立開始前 ・1年に1回以上※ ・電気伝導率又は 塩化物イオンに異 状が認められた場 合	・埋立開始前	0.51	0.51	0.38	0.44	0.47	0.48	0.51	0.35	0.53	0.44	0.35
	・1ヶ月に1回以上	34			33	31	28	25	26	32	30	37	38	25		
	ダイオキシン類 （管理型処分場のみ）	10pg/ℓ-TEQ 以 下						0.021								

※ 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等（管理型処分場）、浸透水（安定型処分場）の水質に照らして、地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。

※

※ダイオキシン分析は6/24